

### 資格登録停止措置の概要

- 資格登録停止措置業者名  
ヤマダイインフラテクノス株式会社(愛知県名古屋市緑区定納山1-1504)[1000014731]
- 資格登録停止措置の期間  
令和8年3月18日 ~ 令和8年4月17日(1ヶ月)
- 資格登録停止措置の地域  
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
- 事実概要  
当該資格登録者は「東名高速道路 六本松高架橋塗替塗装工事(2024年度)」(名古屋支社発注)において、受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞を生じさせ、工期内に工事を完成させなかった。
- 資格停止措置理由  
資格登録者である上記事業者が、受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞を生じさせ、工期内に工事を完成させなかったことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事・調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先  
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)